ID:　1005

担当部署:　市民生活部 環境・経済室 環境課

| | |
|---|---|
| **処分の概要** | 特定建設作業に係る作業時間の変更等命令 |
| **例規名<br>根拠条項** | 環境の保全と創造に関する条例　第60条第2項 |
| **例規番号** | 平成7年兵庫県条例第28号 |

**【根拠条文】**

（改善命令等）

第60条

2　知事は、前項の規定により勧告を受けた者が当該勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音若しくは振動の防止の方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更を命ずることができる。

**【基準】**

根拠条文に同じ。

**備考**

| | | | |
|---|---|---|---|
| **設定年月日** | 平成28年6月28日 | **最終変更年月日** | 令和5年6月30日 |